

傍聴される方へ

○ 「令和4年度 第1回北海道文化審議会」を傍聴される方は、事務局の指示に従って会場に入場してください。

1 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- ・ 本審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- ・ 本審議会開催中において、飲食(軽飲料を除く。)及び喫煙はできません。
- ・ 本審議会開催中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、本審議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- ・ その他、本審議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害したりするようなことはできません。

2 会議の秩序の維持

- ・ 上記1のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。ご不明な点があれば事務局にお聞きください。
- ・ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。